



ワンダーランド大分皆春店における 医院開設による 出店妨害事件の結果全容

本件は、2006年当社が大分皆春店の新規出店の際の診療所開設による不当な妨害行為に対して、訴訟によりその妨害行為を明らかにしました。

タイラグループは、不当な出店妨害に対しては、安易な妥協はせず、司法の場において断固たる姿勢を貫いていく所存です。

以下に、その全容を記載しています。



裁判官認印

第17回弁論準備手続調書（和解）

事件の表示 平成19年(ワ)第1882号
 期 日 平成21年8月6日 午前11時45分
 場 所 等 福岡地方裁判所第2民事部 準備手続室
 裁 判 官 ○○○○
 裁 判 所 書 記 官 ○○○○
 出頭した当事者等 原告代理人 南 谷 洋 至
 被 告 大 ○○○
 被告ら代理人 大 谷 ○○○

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

福岡県小郡市○○○○○○○

原 告 株式会社平興産
(旧商号 株式会社興商)

同代表者代表取締役 平 本 敏 夫

同訴訟代理人弁護士 南 谷 洋 至

大分市○鳥崎○○○○○○○

被 告 株式会社○○○○○

同代表者代表取締役 大 ○○○

大分市○鳥崎○○○○○○○

被 告 大 ○○○

大分市大字○○○○○○○

被 告 大 ○○○

上記3名訴訟代理人弁護士



- 払う。
- 4 被告らは、前項(2)の金員の支払のために、被告株式会社〇〇〇〇を振出人、前項(2)の分割金の支払日を満期とする額面〇〇〇万円〇〇〇〇手形9通を、本和解の席上で原告に対して交付し、原告はこれを受領した。
 - 5 被告らが第3項の分割金の支払を1回でも怠ったときには当然に期限の利益を喪失し、被告らは、原告に対し、直ちに、第2項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う。
 - 6 被告らが前項により期限の利益を失うことなく第3項の分割金を支払ったときは、原告は、被告らに対し、第2項のその余の支払義務を免除する。
 - 7 原告は、その余の請求を放棄する。
 - 8 原告及び被告らは、原告と被告らとの間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - 9 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 〇〇 〇〇

別紙物件目録省略